



セーフティネット住宅 登録募集のご案内



賃貸住宅の空き室等を
有効活用しませんか？



セーフティネット住宅の登録制度とは

お持ちの賃貸住宅の空き室等を「住宅確保要配慮者 の入居を拒まない賃貸住宅」(セーフティネット住宅)として福井市に登録し、有効活用する制度です。1戸から登録可能、入居者がいても登録できます。「登録住宅」と「専用住宅」があります。

住宅確保要配慮者とは ...低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人など

専用住宅とは ...入居者は選択した要配慮者に限定(例:「障がい者の専用住宅」「高齢者、低額所得者の専用住宅」)

登録住宅(住宅確保要配慮者以外の入居も可能)のメリット

国のホームページにより広く紹介されます

🔍 セーフティネット住宅情報提供システム

<https://www.safetynet-jutaku.jp/>

専用住宅(住宅確保要配慮者に限定した住宅)のメリット

国の改修費補助が受けられます

専用住宅として登録した場合、1戸あたり上限 50 万円(別途上限に加算あり)の改修費の補助を受けることができます。

🔍 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>

住宅の登録基準

居室の面積が原則 25 m²以上

昭和 56 年 6 月以降に新築の工事に着手、または、耐震性を有する
台所、水洗便所、浴室、収納設備がすべてある など

上限月額家賃 57,700 円【改修費補助を受ける場合】

専用住宅の管理期間が 10 年以上【改修費補助を受ける場合】

(留意点)

申請者は、所有者やサブリース事業者など、賃貸借契約の当事者であること
毎年7月に定期報告を提出していただく必要があります。